環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加について

1 対象とする太陽光発電所の規模

遊休地に加え、山林の伐採や斜面地の開発により、アセス法の対象規模より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化している。

このため、県アセス条例の対象規模は、アセス法の規模より大幅に下げ、下表のとおりとする。

対象とする太陽光発電所の規模

事業区域面積 5 ha 以上

(参考) 法の対象規模:第1種事業 出力4万kW以上、第2種事業 出力3万kW以上

2 施行時期等

アセス条例施行規則の改正と施行

期日	改正:令和元年 10 月 3 日 施行:令和 2 年 4 月 1 日
経過措置	以下のいずれかの要件に該当する事業については、適用除外とする。 (1) 施行日の前日までに「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づく事業計画の届出もしくは通知が行われていること。 (2) 施行日の前日までに「大規模開発及び取引事前指導要綱」に基づく知事同意が得られていること。

【アセス条例施行規則改正及び施行の流れ】

